令和5年度松戸市地域福祉計画推進委員会議事録

日 時 令和6年3月13日(水)午後2時~午後4時場 所 松戸市役所 7階 大会議室

出席者 川越 正平 委員長 小川 早苗 副委員長

鈴木 麗子 委員 西野 髙嶺 委員

今成 貴聖 委員 下森 宙 委員

菊田 陽子 委員 髙橋 清 委員

堀田 重信 委員 望月 亜希 委員

常住 房夫 委員 杉山 文一 委員

鈴木 英男 委員

欠席者 大橋 純一 委員 大野 地平 委員

平川 茂光 委員 鶴見 公 委員

青木 里美 委員 久居 麻紀子 委員

石田 尚美 委員 田中 周峰 委員

傍 聴 者 3名

配布資料 <別紙【資料1】~【資料6】>を参照

◇開 会

司 会

本日は、お忙しい中お集まりいただき、有難うございます。定刻となりましたので、始め させていただきます。

◇福祉長寿部長あいさつ

司会

まず、福祉長寿部長よりご挨拶を申し上げます。

【福祉長寿部長挨拶】

◇会議成立要件等

司会

それでは議事に進む前に、開始時間の確認と、ご発言の際のマイクについてご説明いたします。

会議時間は1時間半から1時間45分ほどを予定しておりますので、15時30分から15時45分頃終了の予定となっております。

委員会と議事録の公開ですが、当委員会は公開となっており、議事録は市の行政資料センターやホームページで閲覧できるようになっております。

議事録につきましては、発言内容を要約して記載し、発言者は個人名ではなく、委員と記載して、公開しておりますことをご承知おきください。

次に、本委員会の成立要件についてご報告申し上げます。

本日の委員会の出席は21名中13名で過半数を超えておりますので、条例第7条2項の 規定により、委員会としての成立要件を満たしております。

◇議事

司 会

続きまして、議事の(1)「委員長及び副委員長選出」についてです。

「地域福祉計画推進委員会条例」第6条第1項に「委員長及び副委員長は委員の互選による」 と規定されております。 最初に、推進委員会の委員長の選出にあたり、どなたかご意見がございますか。

委 員

医療への知見はもちろん、介護や福祉などへの知見の深い川越委員にぜひなっていただき たく、推薦いたします。

委 員

異議なし。

司会

異議なしとのお声を多数いただきましたので、委員長には川越委員が選出されました。 続きまして、副委員長の選出になりますが、どなたかご意見がございますか。

委 員

副委員長には、松戸社会福祉協議会の小川委員にお願いしたいと思い、推薦します。

委 員

異議なし。

司会

異議なしとのお声を多数いただきましたので、副委員長には小川委員が選出されました。 恐れ入りますが、委員長席、副委員長席へのご移動をお願いいたします。

続きまして、川越委員長、小川副委員長のご挨拶をいただきたいと思います。川越委員長、 小川副委員長お願いいたします。

【川越委員長・小川副委員長挨拶】

それでは、これ以降の議事進行については、『条例第7条第1項』の規定により、川越委員長にお願いしたいと思います。では、川越委員長、よろしくお願いいたします。

委員長

本日の傍聴についてですが、3名の方から傍聴のご希望がありましたので、許可したいと 思いますがよろしいでしょうか。

委 員

異議なし

委員長

傍聴者の入室をお願いします。

それでは、議事(2)「行政の進捗状況調査結果報告について」事務局から説明をお願いします。

事務局

最初に事前送付させていただきました「資料」自体に対する内容の精査、レイアウトの改善及び取り組み目標の数値化や経年比較の明示等につきまして、ご質問・ご意見をいただきありがとうございます。事務局として、今後の改善に生かし、関連部署への働きかけに努めてまいりたいと考えております。

それでは、お手元に配布いたしました、「資料 1 行政の進捗状況調査結果報告について」 をご覧ください。なお、事前にご意見いただきました「制度ボランティア」の 1 0 事業の概要につきまして、補足資料を本日、配布いたしております。

地域福祉計画は、理念計画という性質上、具体の事業につきましては、各事業課の個別計画に基づき、地域・地区というエリアにおける関連、横断した取り組みとの連携、協働にて推進するもので、この調査は、第2次地域福祉計画期間の平成25年度から毎年、各担当課に、進捗状況の調査を依頼し、推進委員会にてご報告しております。引き続き、これに則り、第3次地域福祉計画期間につきましても、令和4年度の進捗状況をご報告するものとなります。

それでは、令和4年度の取り組み状況と達成状況について、各担当課から回答された結果 をご報告いたします。まず、表紙をめくり、目次をご覧ください。

まず、地域福祉計画は、4つの基本目標からなり、各基本目標には「取り組み課題」が設定されております。本調査結果報告におきましては、取り組み課題ごとに達成状況をAからD、また、今回は未実施等については非該当という項目を新たに設け、Dと区別し、これらの指標により評価をしております。

なお、「達成状況」につきましては、

Aが、令和4年度に設定した計画目標に向けて、順調に推移している、

Bが、概ね順調に推移している、

Cが、進捗はやや遅れている、

Dが、進捗は遅れている

非該当は未実施等

という評価になっております。

記載内容といたしましては、「関連事業」、「担当課」、「計画目標の抜粋」、及び「進捗状況の抜粋」と、それらの各事業が、どの程度達成されたかの指標となる「達成状況」となっております。

各取り組み課題は、どの項目も重要な事業でありますが、この説明の時間におきましては、 全体の傾向の参考として、各事業の中から「推進項目」と「重点項目」を中心に取り上げ、 説明いたします。

それでは1ページ「基本目標1〜安心して暮らせるまちづくり〜」につきましては、 1番の「地域での防災・避難行動要支援者の避難支援体制づくり」が、「推進項目」となって おります。

2ページから3ページをご覧ください。

こちらの項目につきましては、5つの事業中、防災訓練と自主防災組織への活動支援がC となっておりますが、令和元年末からのコロナ禍の影響もあり、引き続き、研修や訓練が十 分にできなかったため、達成状況の向上が図れなかった一因かと思われます。

次に、ページが飛んで恐縮ですが、29ページをご覧ください。

「基本目標2~自立と参加の促進~」につきましては、4番の「地域福祉推進のための担い手の育成」が、「推進項目」となっております。

39ページをご覧ください。こちらの項目にかかる達成状況につきましても、コロナ禍での受講者増に向けたオンライン開催等が図られましたが、修了者の実動には、依然として制約があったため、C評価となったもの、また、講座体系見直・再編のため非該当となっているものがございます。

続きまして、45ページをご覧ください。

「基本目標3~支え合い共に生きるまちづくり~」では、3番の「地域での支え合い活動の推進~孤立させない地域づくり~」が、「重点項目」、5番の「地域での交流・ふれあいの場づくり」が、「推進項目」となっております。

ではまず、49ページからの「重点項目」の取り組み課題をご覧ください。

こちらの項目にかかる達成状況につきましては、全5事業中「A」評価が1事業、「B」評価が3事業、「C」評価が1事業となっており、コロナ禍の制約の中にあっても、取り組みの強化、充実を図り、評価が向上した事業もありますので、さらなる推進を目指し、関係部署との連携に努めてまいりたいと考えます。

次に、53ページからの「推進項目」の取り組み課題をご覧ください。こちらの項目にかかる達成状況につきましては、比較的対面を伴わないような事業や小規模のもの等については、比較的順調に推移しており、登録団体の一斉更新を行う等、情報整理や適正化に努め、評価が向上した取り組みもございます。

続きまして、59ページをご覧ください。「基本目標4~福祉文化の創造~」では、4番の「ふるさとづくりの推進」が、「推進項目」となっております。

65ページをご覧ください。こちらの項目にかかる達成状況につきましても、イベントの縮小・中止があったものの、感染症対策を講じた上での開催等、工夫を重ねながら開催したことで、概ね順調に推移しているところですが、前年度を上回る好転までには至っていないことから、厳しめに評価しております。

続きまして、67ページのデータ編:円グラフをご覧ください。

こちらにつきましては、4つの基本目標紐づけされている関連事業の総事業数121事業のそれぞれの達成状況の評価をグラフ化したものでございます。

「A・B」評価合わせた『順調に推移』につきまして、考察いたしますと、全体の円グラフの令和4年度が「88%」となっており、令和3年度の「90%」からは、微減ですが、概ね維持できているものと考えます。

次に、各基本目標につきましては、68ページの基本目標1「安心して暮らせるまちづくり」では、令和3年度の「82%」に対して、令和4年度は「84%」で、微増となっております。

69ページの基本目標2「自立と参加の促進」では、令和3年度が「93%」に対して、 令和4年度は、「89%」で、体系見直しによる講座開催の見送り等により、若干、評価の低 下が生じております。

70ページの基本目標3「支え合い共に生きるまちづくり」では、令和3年度が「81%」 に対して、令和4年度は「88%」になります。

市民活動サポートの取り組みに対する評価の向上が図られております。

71ページの基本目標4「福祉文化の創造」では、令和3年度が「82%」に対して、令和4年度は「90%」で、コロナ禍で中止していた体験イベント等を再開したことにより、評価の向上が図られております。

全体としまして、概ね9割ほど目標に対して順調に推移しております。

昨年度は、依然としてコロナ禍における感染防止に留意しつつ、可能な限り、地域福祉活動を推進しようとする工夫が、さらに見られました。

例えば、従来は対面で開催しておりました、地域ケア会議、食育まつりや生涯学習講座等 を、地域の感染状況に応じて、オンラインで開催いたしました。

その他、生涯学習の講座や国際交流の推進におきまして、1回あたりの人数を少数規模に し、回数増に組み替える等の工夫もされております。

「新しい祭りや催しなどの育成」では、中止したイベントもあるものの、感染症対策を講じたイベントの実施や、密を避け個人で参加できる企画への変更等も行われており、各関連事業におきまして、工夫を凝らした地域福祉活動が推進されております。

今後も新型コロナウイルスが5類になったことも踏まえ、コロナ禍前の取り組み状況に近づけていく努力が必要となってまいります。

以上、「行政の進捗状況調査結果報告について」の説明となります。

委員長

ただいま、事務局より説明がありましたが、どなたかご意見ございますか。

委員長

本日お配りいただいた資料に、この資料1に関連して制度ボランティアについてのご質問を事前に出させていただきました。この資料についても、手短にご説明いただけますでしょうか。

事務局

それでは資料1の1ページから33ページ、制度ボランティアつきまして、それぞれのボランティアについての概要を一覧にまとめましたので、それについてご説明をさせていただきたいと思います。

1つ目が人権擁護委員です。内容は、法務大臣から委嘱され、法務局と連携して地域の皆 さんから人権相談を受け、問題解決のお手伝いや、人権侵害の被害者の救済、人権に関心を 持ってもらえるような啓発活動を行っています。令和6年3月現在で16名になります。

続きまして、防災リーダーです。防災活動の中心的役割を担っていただくために、平成8年度に発足しました。平常時の任務としましては、所属する町会自治会、管理組合等で訓練・研修と習得した知識・技術の普及を図ります。また、防災訓練の企画や立案になります。災害発生時の任務としましては、地域住民と協力して消火救出救護、避難誘導、避難所運営を行います。令和6年3月現在におきましては762名になります。

続きまして防災指導員になります。町会自治会などから1名以上を基準として、各所防犯 会長と各警察署長が連名で委嘱しています。地域の防犯活動の中心的な役割を担っています。 令和5年の3月31日現在で計1,085人になります。

続きまして、地域環境調査員、市民の方等のボランティア調査員の野鳥等の観察を通して、 地域の環境調査を実施します。令和5年3月末現在で70名になります。

続きましてクリンクル推進員になります。ごみの減量や資源化、ゴミ出しマナーの向上を 推進するため市民と市をつなぐパイプ役として委嘱された方です。令和4年度の委嘱者数が 56名です。

続きまして民生委員児童委員でございます。地域福祉の中心的な担い手として、市民と行政つなぐパイプ役として、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員です。令和5年

4月現在で500名になります。

続きまして保護司になります。犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティアで法務大臣から委嘱された非常勤の地方公務員になります。令和6年3月現在で66名になります。

続きまして健康推進員になります。町会長、自治会長からの推薦のもと、市長から委嘱を受けた方々です。地区定例会に出席し健康についての学習やロコモ・フレイル予防等の地域の健康づくり活動を企画・実施し、市民の健康づくりのサポート活動になります。令和5年3月現在で149名です。

続きまして、まず食生活改善サポーターです。市長により委嘱された方々が、「毎日の健康は食事から!」を合言葉に、食生活や健康について学びながら、自分や家族、そして地域の健康づくりのために食生活を通したボランティア活動をしています。令和5年度で27名になります。

最後に青少年相談員です。「千葉県青少年相談員設置要綱」に基づき、知事と市長より委嘱をさせていただけるボランティアで、地域の特色を生かし、スポーツイベントや体験教室など、様々なイベント、行事の企画と運営をしています。令和5年の1月1日現在で117名です。以上です。

委員長

ありがとうございました。補足資料でかなり理解が深まったと思います。

実際見てみますと、国や県、市が委嘱する非常勤公務員っていう位置付けのものから、かなり純粋なボランティアに近いものまで様々ですし、分野としても様々な分野があります。また、例えば、防災と防犯は分野としては近いものですし、ボランティアの皆様方の活動状況など、もしかしたら一緒に活動ができるような内容があるのでは、ということは想像いたしました。それぞれのお立場につくために何か必要なもの、例えば研修を受講しなければいけないとか要件があるものかなど、ちょっと細かいところまではわかりませんが、これらのなかには守秘義務が課せられているような、かなりフォーマルなお役目もあるかと思います。

もし委員の皆様方、ご知見お持ちの方、追加で教えていただけることありましたらお聞か せいただければと思いますがいかがでしょうか。

委員長

少しだけ追加で発言させていただきますが、私が知っている範囲で、例えば介護分野で介護サービス相談員という制度があります。これは特別養護老人ホームやグループホームに、相談員として月に1回程度訪れて、入居者の方のお声を聞くことをしていただくという、非常に重要な機能を担っていると思います。確か介護保険課のご担当でしょうか。

それから、介護支援ボランティアっていうのも募集されていると聞いております。これは 高齢者支援課の担当で、5,000ポイント最大でもらえ、ボランティアとしての位置付け のようです。

申し上げたいのは、例えば、ここに記載欄が設けられていた方が良かったのではないかなと思います。今の新しくできたものと、介護サービス相談員などの昔からある仕組みなど、市庁舎内で各課が実施している様々な事業を上手に吸い上げ、一覧の資料になっていくと把握しやすいかなと思いました。

事務局

ご意見ありがとうございます。

事務局としても、委員長がおっしゃったことを感じておりました。精査しながら、この制度ボランティアに関して、もう1回見直していきたいと考えています。

委員長

ありがとうございました。

せっかく養成しているボランティアの方がどのような活躍をしているかを、その他のボランティアの方は知らないことがありそうですので、一望できるようにまとめることで、一緒に機能できるようになることや、役割分担もできるようになると思います。また、こちらは制度ボランティアですが、制度外のボランティアもあると思います。ここに記載するかはともかく、地域活動を進めていくうえでは大事な担い手として認識していく必要があるのだと思います。

その他、ご意見ありますか。よろしいですか。ないようでしたら次に移りたいと思います。 議事(3)「第4次松戸市地域福祉計画各取り組み課題の計画目標及び方向性について」事 務局から説明をお願いします。

事務局

お手元の資料2「第4次 松戸市 地域福祉計画の計画目標 及び方向性について」をご覧ください。

第4次松戸市地域福祉計画は、今年度が計画初年度となっております。

各事業の取組みにあたり、推進をさらに強化する必要がある事業については、「拡大」の表記を、引き続き着実に進める事業につきましては、「維持」の表記を各事業担当課において判断し、表記させて頂いております。

基本的には、第3次計画における取り組み課題の体系を継承しておりますが、地域共生社会を実現するという観点から、例えば、組織の設置、制度の施行といった基盤整備が整う等、

課題が解消できた案件や社会情勢の変動に伴う新たな課題への対応等を踏まえ、計画の体系 及び紐づく取り組みの重点項目、推進項目が、再設定されております。

それでは、ページが飛んで恐縮ですが、30ページをご覧ください。

まず、地域共生社会を実現する上で、地域の多様な主体が『我が事』として参画することが前提となるため、「基本目標2~自立と参加の促進~」の取り組み課題3番「地域福祉推進のための担い手の育成が「重点項目」となっております。

37ページから、具体の5事業、「子育て・健康・医療・福祉関連のパートナー講座」「地域活躍塾」「シニア交流センターの充実」「各種講座」「地域教育セミナー※家庭教育学級」になります。

第3次計画にて「推進項目」として取り組んでまいりましたが、少子高齢、地域コミュニティの希薄化、コロナ以前への回帰等、困難な課題が山積しており、引き続き、持続可能性の確保が重要であると考えております。

次に、ページが戻りますが、1ページの「基本目標1~安心して暮らせるまちづくり~」 につきまして、包括的な支援体制の整備が求められていることから、7番の「相談支援・情 報提供の充実」が「推進項目」となっております。

18ページから、具体の9事業、「SNS の活用」「消費者情報の提供」「わかりやすい情報提供 (コミュニティソーシャルワーカー)」「わかりやすい情報提供 (地域包括支援センター)」「福祉まるごと相談について」「松戸市基幹相談センターの利用促進」「わかりやすい情報提供 (子育てコーディネーター)」「小中学校相談活動の活用」「外国人への言語支援」となります。

続きまして、42ページをご覧ください。

「基本目標3~支え合い共に生きるまちづくり~」につきましては、全国的に虐待事案が 社会問題化しており、地域共生社会を実現する上で、これらの未然防止への取り組みが必要 なことから、4番の「子どもや高齢者等への虐待・暴力の防止」が「推進項目」となってお ります。

50ページからが、具体の3事業、「高齢者虐待への取り組み」「障害者虐待への取り組み」 「児童虐待への取り組み」になります。

続きまして、59ページをご覧ください。

「基本目標4~福祉文化の創造~」につきましては、市民の福祉に対する参加意識の高揚のため、学校教育における取り組みとして、3番の「福祉教育の推進」が「推進項目」となっており、64ページからが、具体の1事業「福祉教育の推進」となります。少子化による対象数の減少傾向やコロナ禍における交流制限からの回復といった実情の上での取り組みとなっております。

第3次計画時の取り組みにて、目標の達成状況が順調に推移している項目につきましては、

この状態を「維持」さらには「拡大」し、コロナ禍の影響で、事業の遂行に支障が生じた項目につきましては、まず、以前の状態への回復を目指し、継続的な「維持・拡大」に努めていただくよう、連携、協働を図ってまいりたいと考えております。

今後は、計画期間である5年間で、各取り組み課題の進捗を確認し、推進委員会にて報告 させていただきます。

事務局からの説明は以上でございます。

委員長

ただいま、事務局より説明がありましたが、どなたかご質問・ご意見ございますか。

委員長

先に進めます。次の議事(4)「令和4年度地区社会福祉協議会の取り組み状況について」 松戸市社会福祉協議会お願いします。

松戸市社会福祉協議会

それでは、市内15の地区社会福祉協議会の昨年度の活動状況についてご報告いたします。 お手元の資料③ 令和4年度事業報告書(抜粋)をご覧ください。

表紙をめくっていただきまして、4ページでは、地区社協支援事業といたしまして、各地区 の設置状況を記載しております。

4ページでは、各地区社協の評議員構成をまとめております。町会・自治会、民生委員児 童委員、福祉ボランティアをはじめ、福祉・社会活動団体や学校・医療関係団体等、計96 1名の方が評議員として各地区社協に参画していらっしゃいます。こちらの評議員以外にも、 数多くのボランティアの方が、地区社協事業では活動されています。

- 6・7ページでは各地区が実施している事業実施状況の一覧となっております。
- 8・9ページは、70歳以上の独居高齢者などを対象として、市民センターや町会集会所等で開催されるふれあい会食会の実施状況です。コロナ禍においては、各地区ともに会食のかたちでは実施せず、高齢者にお弁当やメッセージカードを配付したり、安否確認の意味も含め戸別訪問したりなどの代替事業を実施しましたが、昨年度より再開の方向性がみられ、全15地区にて、計126回開催され、延べ4、554人の参加者と延べ1、640人のボランティアを集めています。

10ページから13ページは、地域の高齢者の居場所づくりとして、誰でも気軽に参加し、 談話や音楽、催し物や体操などを行う、ふれあいいきいきサロンの実施状況となります。コロナ禍の令和2年度は1会場のみでの開催でしたが、昨年度は13地区35会場で、510回開催され、延べ8,097人の高齢者等と、延べ1,866人のボランティアが参加し、 コロナ禍前への水準に回復傾向にあります。

14・15ページは、乳幼児とその保護者など、子育て中の親子が交流する子育てサロンの開催状況です。12地区20会場で開催され、合計162回、お子さん延べ1,151人、保護者の大人延べ1,058人と、ボランティアは延べ1,200人にて開催されました。こちらもコロナ禍後は参加者数が回復傾向にあり、併せてグループ LINE の活用や SNS での周知等も取り入れて行われています。

16ページは、各地区社協のふれあい広場の開催状況です。ふれあい広場は、小中学校の体育館や市民センターなどで開催される地域住民の交流イベントで、計7地区で実施され、延べ81団体5,195人の参加者を集めました。本年度では、12地区で開催される予定となっております。

飛んで、19ページは、結婚50年祝賀事業の実施状況です。結婚50年を迎えられるご夫婦に記念品を贈呈する事業となり、地区社協によっては併せて祝賀会等が開催されています。各地区とも、コロナ禍においても工夫を凝らして皆さんをお祝いしている状況となります。

委員長

ありがとうございました。それではただいまのご説明につきましてご質問がございました らお願いいたします。

委員長

少し質問させていただきます。たくさんの取組をされていることが良く分かりました。コロナもありましたが、このような取組が市内に広がっていくといいなと思います。ふれあい 会食会の費用はどのようになっているでしょうか。

松戸市社会福祉協議会

ふれあい会食会は、各地区で主に独居ご高齢の方を対象とし、市民センターや、町会の集会所等に月1回程度集まっていただき、皆さんで昼食等をいただきながら、地域によっては様々な催し物や、談話のようなものを行って、交流を深めていただくとともに、見守りの機能なども果たしているような事業です。

費用は大体300円程度ですが、地域の方でお決めいただいている状況になります。

委員長

ありがとうございます。全体についてのご質問ですが、活動が盛んに行われることがやは り地域福祉という観点から言うと好ましいことだと思います。もちろん地区によって人口が 違うこと、世帯や世代の比率が違うことはあるかもしれませんが、会食会は、常盤平地区が 盛んに行われていることが見てとれると思います。

そしてふれあい・いきいきサロンは常盤平地区、明第1地区が頻繁に行われているように お見受けしました。

子育てサロンは東部地区盛んであるとお見受けしました。もちろんそれぞれの地区の特徴や努力をされての結果と思いますが、他の地区も活性化し、伸ばせるのかのご所見がありましたら、お聞かせいただければとおもいます。

松戸市社会福祉協議会

回数や場所がさらに広がることが望ましいような状況ですが、一方で、それぞれの地域性 というのもございます。地区社会福祉協議会は様々な委員の方々、役員の方々で構成されて おりますので、そのような方々の例えば特性や、出身の母体など、地域性と、委員の皆様の 役員の皆様の特性等を生かしながら、広めていただいています。

松戸市社会福祉協議会としましても、地域の皆様の声を聞きながら、逐次情報提供し、事業展開を進めているところでございます。以上です。

委員長

ぜひそれぞれ地区の事情や努力があるかと思いますので、良い取り組みをぜひ広げていっていただけるといいと思います。

その他ご質問いかがでしょうか。ないようでしたら議事(5)「重層的支援体制整備事業に ついて」地域共生課からご説明をお願いします。

地域共生課

議事(5)「重層的支援体制整備事業について」地域共生課から説明いたします。資料4をご覧ください。3ページに記載のとおり、令和3年4月の社会福祉法の改正により「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの柱(支援)を一体的に実施するよう、交付金が創設され本市は、開始年度の4月から先進的に取組んでまいりました。

併せて、改正社会福祉法では、「重層的支援体制整備事業」を適切かつ効果的に実施するため、実施自治体に対して「実施計画の策定」を努力義務として示されました。

実施計画の策定にあたっては、地域福祉計画・介護・障害・子ども子育て、それぞれの計画との調和や記載事項についての整合性を図る等の必要性が規定されていることから、本市では、1ページの図にあるとおり、福祉分野の上位計画である「第4次松戸市地域福祉計画」に包含する形で「実施計画」を策定し、第1回松戸市地域福祉計画推進委員会でご報告させて頂きました。

実施計画については、策定するだけではなく、その進捗管理や評価が重要であるため、福祉計画の進捗評価とは別に、実施計画策定ガイドラインにある事項を5頁以降に「取組状況」として整理いたしました。 取組状況は、毎年度こちらの「推進委員会」にて報告し、進捗状況の共有を図り、公表をしていく予定でございます。

地域福祉計画の理念である、地域共生社会の実現に向けた更なる推進とともに、重層的支援体制整備事業 の推進に努めてまいります。

以上、説明とさせていただきます。

委員長

ただいま説明がありましたが、どなたかご意見ございますか。

それでは次の議事にまいります。議事(6)「松戸市地域福祉計画と個別計画について」事 務局からご説明をお願いします。

事務局

「松戸市地域福祉計画」は「松戸市総合福祉計画」を上位計画として策定され、各福祉分野が共通して取り組むべき事項を記載する、いわば福祉分野の上位計画であり、特に福祉・保険・医療及び生活関連分野との連携を確保して策定されるものでございます。

本日は委員の皆様との情報共有といたしまして、各個別計画の概要等を各担当課より端的に説明させていただきます。

それでは最初に「松戸市食育計画」について健康政策課より説明いたします。

健康政策課

松戸市食育推進計画について、ご説明いたします。

資料5-①をご覧ください。

市では、平成19年度にはじめて松戸市食育推進計画を策定し、以降5年ごとに改訂を行っております。現在は、令和5年度から令和9年度を計画期間とする第4次計画に基づき、 食育の推進に関する取組を進めているところでございます。

第4次計画を策定するにあたり、背景としまして、資料の左側に記載の食に関する社会情勢や市の抱える課題などがございます。

国内の「食に関する社会情勢」といたしましては、ライフスタイルの多様化による食習慣の変化や、高齢化に伴う健康寿命延伸への関心の高まり、大量の食品ロスの発生、SDG s 達成に関する取組の推進などが挙げられます。

また、市の抱える「課題」といたしましては、令和3年度に実施しました「食育に関する

市民アンケート調査」の結果から、朝食の摂取状況や、栄養バランスへの配慮など、多数の 項目で数値が悪化していることが明らかとなりました。

これらの食に関する課題や、国・県の食育に係る計画の内容などを踏まえまして、市の第 4次計画を策定いたしました。

資料中央から右側にかけ、第4次計画の要旨を記載しています。

計画の位置付けとしましては、食育基本法に規定する市町村食育推進計画、また、松戸市総合計画における個別計画として位置づけ、関連のある個別計画とも整合を図ります。

基本理念といたしましては、これまでの計画を踏襲し、「食の大切さと郷土のすばらしさを知り、生涯を通じて健やかに生きる」を理念に、市民が食の大切さや楽しさを改めて認識し、 日頃の生活の中で健全な食生活を送る家庭や地域の姿を目指します。

また、第4次計画のキャッチフレーズとして、「楽しく、気楽に、食で育む元気なまつど」 を設定しており、各世代の市民が食事を楽しみ、ライフスタイルに応じて無理なく望ましい 食習慣を実践し、生涯にわたって健やかな暮らしを送る姿を目指します。

そして、第4次計画では、市の食に関する課題や、国・県の計画の内容を踏まえ、3つの 基本目標を設定しています。

1つめは、「市民のライフステージに応じた食育の推進」。

2つめは、「食に関わる社会、環境、文化の整備」。

3つめは、「新たなライフスタイルやデジタル化に対応した食育の推進」です。

また、3つの基本目標それぞれに関連する基本施策を設定し、資料の中ほどに、基本施策 と、その体系図を記載しております。

基本目標1では、ライフステージを大きく3つの世代に分け、それぞれの世代に応じた食育の推進に係る施策を設けています。

特に、市民アンケートの結果から、若い世代の食習慣が悪化している状況を踏まえ、若い 世代を対象とした啓発を重点施策として設定し、市民の将来的な健康寿命の延伸を目指しま す。

基本目標2では、市民が健全で豊かな食生活を送るための基盤として、食に関わる社会・環境・文化の整備に関する施策を設けています。市民と一体となって、農産業の振興や、食品ロスの削減、食文化の継承などに取り組み、食の基盤の整備を目指します。

基本目標3では、多様化したライフスタイルにおいても、効果的な食育を継続することを 目指し、無理なく実践できる望ましい食習慣の提案や、デジタル化に対応した食育を推進し ます。

また、本市の基本目標や課題、国及び千葉県が掲げる目標等を踏まえ、多数の目標値を設定し、達成に向けて取り組みます。

例えば、若い世代の食習慣の改善に係る目標値として、20代、30代の朝食欠食率を1

0%以下に、栄養バランスに配慮する割合を40%以上にすること。農業を趣味とする割合を40%以上にする、などを目標値として設定しています。

以上、簡単ではございますが、松戸市食育推進計画のご説明といたします。

事務局

次に「松戸市高齢者保健福祉計画・松戸市介護保険事業計画(いきいき安心プランまつど)」について高齢者支援課よりご説明いたします。

高齢者支援課

資料5の2をご覧ください。

いきいき安心プランエイト松戸ということで、計画の策定期間は令和6年度から8年度、 3ヵ年でございます。

1ページ目、真ん中の表ですが、松戸市における40歳以上の人口の推計という形で、独 自の推計をしております。令和5年度の状況が記載しております。

令和7年度に行くと、75歳以上の人口が増加してきます。さらに令和22年度以降40年度になりますと、65歳以上74歳以下の人口がピークに達し、40歳から64歳の、いわゆる2号保険者を上回る逆転現象が起こるということが推測されております。そして、令和22年度以降、65から74歳以下の人口がさらに減少し、75歳の人口が増加するであろうという推計を立てております。

2ページ目は計画の策定でございます。地域ケアシステムのさらなる進化と、地域包括社 会の実現でございます。

3ページ目は松戸市全体の人口の推計でございます。グラフの3個目が令和5年度の状況でございます。人口約49万8,000人に対しまして高齢化率が25.9%に達しているという状況でございます。年を追うごとに、さらに人口が減少していき、高齢化率は、上がっていくだろうという推計が立っております。

4ページにつきましては、高齢者夫婦世帯の状況の粗い推計でございます。夫婦世帯が水 色の棒グラフであり、単身世帯の人数とはオレンジ色のグラフで表記しております。

5ページ目は要介護、要支援者の推計です。

6ページ目は認知症の現状と将来推計を記載しております。

こちらを踏まえまして7ページ以降になりますが、いきいき安心プラン畑松戸の骨子としまして、高齢者がいつまでも生き生きと暮らせるまちづくりを基本理念に、計画の柱1、生涯現役社会・健康寿命の延伸計画、柱2、地域ケアシステムの深化推進、柱3、介護サービスの適正な供給という形で、施策を展開していこうと考えております。

8ページ目につきましては、各柱の重点施策を設定させていただいております。

9ページから14ページに各計画の柱の施策を記載しております。

15ページ以降は、介護保険のサービスの見込みと推計という形で記載しております。 以上、雑駁でございますが内容の説明になります。

事務局

次に「松戸市障害者計画・松戸市障害者福祉計画・松戸市障害児福祉計画(まつど3つのあいプラン)」について障害福祉課よりご説明いたします。

障害福祉課

資料5-3をご覧ください。

こちらの資料は令和6年4月に公表予定の次期計画の、パブリックコメント実施時の概要 版となります。

まず1ページの(1)、計画策定の趣旨をご覧ください。

本計画は、障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画、の3つの計画を一体的に整備するものとなっております。

各計画のそれぞれの内容につきましては、2段落目に記載がある通りでございまして、障害者計画は障害者施策に係る基本的な事項を定める計画となっております。後段の障害福祉計画、障害児福祉計画については、国の基本指針に基づきまして、サービス量見込み量などを推計する計画となっております。

続いて3ページをご覧ください。

こちらは障害者計画における各種施策及び目標値を見開きでまとめた体系図となっております。

一番左のところにもございますが、まず基本理念として、「『ふれあい・認め合い・支えあい』 - 交流を通して、相互に尊重し、共に生きる - 」を掲げておりまして、そこから広がり、 3つの基本目標、5つの節に施策を体系化しているところです。

4ページの施策の部分ですが、各文言の後ろに重点や、新規と記載がある部分があります。 こちらは、次期計画の策定にあたって、特に重点的に議論をした部分となっております。 実際の施策の内容につきましては、5ページ以降にまとめております。

続いて10ページに移らせていただきます。ここからは先ほどお話した、障害福祉計画、 それから障害児福祉計画の、記載内容となっております。

ここから先は施策の内容というものではなくて、各種サービスの見込み量や、推計値等に ついて記載をまとめているものとなっております。

最後に、本計画は令和6年から令和8年までを計画期間とした計画となっております。

引き続き外部有識者会議である障害者計画推進協議会の意見を聴取しながら、計画の進捗 状況の点検と評価を実施して参りたいと考えております。

説明は以上となります。

事務局

次に「松戸市子ども総合計画」について子ども政策課よりご説明いたします。

子ども政策課

資料5-4、第2期松戸市子ども総合計画概要版をご覧ください。

計画の構成といたしましては第1章から第6章までの6部構成となっております。

2ページの第1章、計画策定の趣旨をご覧ください。

上段の松戸市子ども総合計画とはというところでございますが、本計画は松戸市に住む子 どもや若者が自分らしく育っていけるように、子ども子育て支援の方向性を定めた計画でご ざいます。

行政とともに地域全体で子どもと子育て家庭を支援するという視点のもと、様々な課題に対してどのような対策をしていくのかを示しております。平成27年度から第1期計画が始まりまして、5年を1期としております。現在は、令和2年度から6年度までを計画期間とする、第2期の計画期間中ということになります。

続きまして2ページ中段の計画の位置付けについてですが、本計画は、松戸市総合計画と 松戸市地域福祉計画を上位に位置付けております。また、本計画では、黄色の四角の部分に 記載している関連計画を位置付け、子ども子育て支援に関する総合的な計画として策定して おります。

この関連計画の中では、市町村子ども子育て支援事業計画のみ、法律で全国の自治体に策 定が義務づけられた計画となっております。

次に3ページの第2章、松戸市の子どもを取り巻く環境の変化をご覧ください。

第2章では子どもを取り巻く環境の変化を様々な視点から分析し、概要版3ページの計画 策定の視点に記載の通り、3つの視点を特に必要な視点としてまとめております。

1つ目が子ども主体の実現でございます。これまで児童福祉法では、子どもは児童福祉の対象としてとらえられていた印象が大きかったのですが、平成28年に児童福祉法が改正され、児童が単なる支援の対象から、児童福祉を受ける権利の主体であることが明確化されました。

本市においても、子ども子育て支援に関するすべての取り組みで、意見を尊重することや、 子どもにとって最もよいことは何かといった視点に立って施策を進めることをポイントとし てとらえております。 2つ目は予防的支援の推進でございます。福祉分野においては、この予防というところが 非常に重要になってくると思いますが、子育ての環境は、経済的な問題ですとか、就労の問 題、健康やコミュニティの問題など様々な問題が複雑に絡み合っております。

そのため困難を抱えている子どもや子育て家庭を日常の様々な場面でできるだけ早期に発見し、さらに困難な状況に陥ってしまうことがないよう、具体的な支援や見守りにつなげていくことが重要であるととらえております。

3つ目は、多様な主体の参加と連携でございます。子育ては家庭や行政だけで担えるものではなく、地域の施設、機関、団体等、多様な方々の参加と連携が重要でございます。

子どもや子育て家庭がいろんな方々が見守られ、支えられている環境づくりを目指して取り組んでいるところでございます。

続きまして4ページから8ページまでは、子どもに関する統計データや、市民アンケート 調査の一部を掲載しております。

続きまして9ページをご覧ください。

第3章計画の基本的な考え方でございます。子どもの力で繋がる未来という基本的理念の もと、子どもの力、家庭の力、地域の力の3つの力を向上させるといった基本目標を掲げて おります

10ページをご覧ください。

10ページから11ページが計画期間中の目的と手段を体系的に表した施策の体系図でございます。計画の心臓部に当たるところでございまして、この体系図を見ると、各市町村がどのような課題を持って、どのような施策を進めていくのかがわかるようになっておりますので、最も力を入れている部分でございます。本市においては先ほど申し上げました基本理念と3つの基本目標に基づき、12の基本施策と34の施策を展開しております。そして重点的に取り組む17の施策を重点施策、ここでいう施策とは取組や事業の固まりといった意味でございまして、34の各施策を達成するために関連する事業がさらに広がっているという形になっております。本件の計画書ではその紐づく事業を掲載しておりまして、目標値なども第4章の中でお示ししております。概要版では12ページから17ページまで、各施策ごとに具体的な取り組みを記載しております。

最後に、18ページでございます。

第5章の冒頭にも少し触れましたが、松戸市子ども子育て支援事業計画、こちら18ページに記載の保育施設や幼稚園などの教育保育施設、そして19ページに記載の地域子ども子育て支援事業について、計画期間中における需要と供給の見込み量を表したものになります。

この事業計画の部分のみ、全市町村に策定が義務づけられておりまして、この事業計画の みを策定している自治体と、本市のように総合計画として策定する自治体とに分かれている 状況でございます。ただし、次期の計画からは、今年度取得施行されましたこども基本法に より、こどもに関する計画を総合的に策定しなさいといったことが、努力義務ですが法律に 明記されましたので、子ども総合計画のような形で計画を策定する自治体が一気に増えてく る見込みです。

簡単ですが説明は以上となります。

事務局

次に「松戸市特定健康検査等実施計画データヘルス計画」について国保年金課よりご説明いたします。

国保年金課

国保年金課からは、国民健康保険加入の方のための計画、松戸市データヘルス計画についてご説明させていただきます。

第2期データヘルス計画と書いてある資料の方をご覧下さい。

こちらは、平成30年度から平成35年、令和5年度までの6年間が計画期間の第2期データヘルス計画概要版になります。現在、令和6年度から11年度までの新しい第3期データヘルス計画の策定が終わり、4月1日には新しい第3期計画が公表になります。

資料の中段あたりに「データヘルス計画とは…」という説明がありますが、松戸市では現在、人口約48万人のうち20%弱の約9万6千人の方が国民健康保険に加入されています。この、約9万6千人の国保加入者の健診の検査値や、病院にかかった時の医療費の明細書などのデータからどんな病気にかかる人が多いか、どんな病気で治療している人が多いかなどを分析して、どの様な対策をすれば加入者の方の健康状態が良くなり、将来的に医療費が抑えられていくのかという対策を立てるために策定した計画です。

中面をご覧下さい。健診や医療費の特徴的なデータを図にしたものです。

松戸市の特徴をざっくりお伝えしますと、一つ目は、国保加入者は年々減っていますが、一人あたりにかかる医療費は少しずつ高くなっています。二つ目に慢性腎不全、糖尿病、高血圧などの生活習慣病に多くの医療費がかかっています。腎臓が障害されて慢性腎不全になると体の中のいらないものを自力で尿として外に出すことができなくなるため人工透析が必要となります。人工透析は、ご本人の身体や生活への負担は大きいもので、災害時など、電気や水がないと透析が受けられない、透析が受けられないと生命維持も難しいなどの大きな問題があります。また、人工透析は一人当たりの医療費では最も高く、年間でおよそ500~600万円と多くの医療費がかかります。三つ目に健診の結果では、糖尿病や糖尿病予備群、腎臓病の疑いがある人が多いという結果が出ています。また、人工透析の原因はほとんどが糖尿病であるということがわかっています。四つ目になりますが、特定健診を受ける方がとても少ないという課題があります。対象者の約3.5割弱の方しか健診が受けられていない状

況です。見開きの右ページ中段、左側の折れ線グラフは健診の受診率の推移です。直近の令和4年度の受診率は34.8%でした。いろいろな対策を行っているところですが、5年程前では千葉県内54市町村中47位でしたが、令和4年度は41位と少しずつ上昇しています。健診を受診する人が少ないということは病気をみつける機会が少ないということで、病気が重くなってから治療が始まると医療費が余計にかかってしまいます。健診を受けている人と受けていない人の医療費を比べた時に、健診を受けている人の方がかかる医療費が少ないという結果も出ています。

最後のページには、平成30年度から令和5年度までに取り組んできたことが書いてあります。松戸市では糖尿病・CKD 対策推進ネットワークという会議の場を設けて医師会、歯科医師会、薬剤師会とともに重症化予防対策を進めています。

もう一つの資料は、令和3年度に計画を見直した時に作成したものと、特定健診の実施方法などを計画に示した「特定健康診査実施計画」です。ご参考までにご覧いただければと思います。

以上です。

事務局

次に「松戸市健康増進計画(健康松戸21)」について健康推進課よりご説明いたします。

健康推進課

松戸市健康増進計画「健康松戸21Ⅲ」についてご説明申し上げます。資料は、左上に「松戸市健康増進計画 健康松戸21Ⅲ(概要版)と書かれたもの、カラー刷り全8ページの資料でございます。

はじめに、1ページをご覧下さい。本計画は、「市民が主役!自ら取り組み、地域で共に支え合い 健康で心豊かに暮らせるまちづくり」を基本理念に掲げ、健康増進法第8条第2項に基づき、平成26年度から令和6年度まで実施する第3期計画でございます。なお、資料左上には計画期間が平成35年度までと記載しておりますが、国が定める健康日本21、千葉県が定める健康ちば21の延長に合わせ、1年延長したものでございます。

続いて、2ページをご覧下さい。先ほど申し上げました基本理念のもと、「健康寿命の延伸」と「健康格差の縮小」の2つを基本目標としております。そして、基本目標を達成するため、「自ら取り組む健康づくり」として、主な生活習慣病への対応、ライフステージに応じた対応を行っております。

主な生活習慣病への対応とは、死因別死亡割合が上位のがん、循環器疾患に加え、患者数が増加傾向で、かつ重大な合併症を引き起こす恐れのある糖尿病、喫煙と関係が深い COPD (慢

性閉塞性肺疾患)の4つの生活習慣病に対して、一次予防(生活習慣の維持・改善)、二次予防(早期発見・早期対応)、三次予防(重症化・合併症予防)に取り組むものです。

ライフステージに応じた対応とは、ロコモティブシンドローム(体を動かす機能が低下していること)の予防、健康診査やがん検診の受診、また、食生活・運動・休養など生活習慣の改善について、ライフステージの特徴に合わせて自ら取り組むことを推進するものです。

4ページをご覧下さい。本計画では、一人ひとりの市民が健康づくりに取り組むことができるよう、人生を7つの時期に分け、それぞれの世代の特徴に合わせたライフステージごとの取り組みとして提案しております。なお、5ページ、6ページにまたがって記載しております。

2ページにお戻りいただけますでしょうか。取り組みの方向性の2つ目として、みんなで取り組む地域環境づくりがございます。食生活・運動・休養など多岐に渡る取り組みを自分ひとりで実行し、継続することは簡単ではなく、一緒に取り組む仲間や指導者の存在が後押しとなります。町会、社会福祉協議会、ボランティア、NPO、学校、職場など地域のつながりを強化していくこと、そうした地域の仲間や健康に関する様々な情報を市民が手に入れやすくすること、また、健康づくりを行う機会の整備などを含めて、地域環境づくりを推進しております。

最後になりますが、次期健康増進計画が令和7年度開始予定でございます。地域環境づくりはこれまでに増して重要と考えており、地域福祉計画との整合性を図り、改訂作業を進めてまいりたいと考えております。

事務局

以上が説明となります。委員長、お願いいたします。

委員長

ありがとうございました。質問がありましたらお願いします。

委員長

食育、高齢者・介護、障害、子ども、特定健診、健康増進それぞれの分野をご説明いただきますとそれぞれがある程度関連していることも、感じられたかと思います。

それでは、議事(7)「その他」事務局からご説明をお願いします。

事務局

その他で「第4次松戸市地域福祉計画期間スケジュール(予定)」及び「第5次地域福祉計画策定に向けての推進委員会での検討イメージ」につきまして、説明いたします。

「第4次松戸市地域福祉計画」は、令和5年度から令和9年度の5年間の期間となっており、5年間の大まかな予定を記載しております。

今後も、定例としましては、年2回の開催を予定しており、本日の議事(2)の現行計画 における前年度の進捗状況を「行政の進捗状況調査」として、報告いたします。

また、並行して、令和10年度からの次期の第5次計画の策定に向け、ご協議いただきます。

まず、次年度は、現行計画にかかる地域団体の取り組みを把握すべくアンケート形式で、 実態調査を行う予定となっております。

計画と実態の乖離等の把握、国県施策の動向や社会情勢の変化等から、計画の骨子として、 理念や体系図の検討を始め、取り組み課題及び具体の重点項目、推進項目の選定等にあたっ ては、随時、関連計画における公表されている最新の市民意識調査等も参考、反映させつつ、 今後、より重点化、推進につながる取り組み等につきまして、委員の皆様のご見識を賜りな がら、計画を策定していくことを想定しております。

これらの詳細につきましては、次年度以降の推進委員会にて、順次、説明の上、ご審議いただきます。以上になります。

委員長

この資料6の2枚を見ていただけますと、少しイメージができるかと思います。

主にこの会議体は年度に2回行われることが慣例だということです。

毎年度1回目に、今日の資料1に相当する行政における進捗状況の報告が、そして5ヵ年の2年目に相当する令和6年度に、この地域団体の取り組みの把握という、アンケート調査を行うということです。これにつきましては、次回令和6年度第1回のときに、調査票や調査対象をどこにするのがよいか、そのようなことをこの会議体でもご審議いただいて、その終了後にアンケートを実施。それを第2回にご報告いただくということになるかと思います。

それから、下位の計画で行うアンケート調査を反映させるということで、それぞれの計画 ごとに開始時期や期間が違いますが、次の期間中でいいますと、介護保険の計画と障害福祉 の計画の調査が、令和7年度に行われるということで、調査結果が取りまとまりましたらま たこの会議体にも、その声を生かす形になるかと思います。

委員長

最後に次回以降の会議の進め方、議論の中身を相談して、本日の会議を終わりにしたいと 思います。この会議体に期待される役割には、現在の第4次松戸市地域福祉計画の進捗を見 るという役割。それから4年後に始まる、第5次松戸市地域福祉計画を定めていくという大 きく2つの役割があるということです。 進捗については今日の資料1のようなご報告を聞きながら、それについてご意見をいただいたものを反映させていくことになるかと思います。

第5次松戸市地域福祉計画に向けての議論については、通底する理念をこの場で話し合う ことや、重点項目や推進項目をどこにするべきなのかっていうこともだんだん深まっていく のかなと思います。

そのための題材として、残りの時間でもう少しだけご意見をお聞かせいただければと思うのですが、資料の「第4次松戸市地域福祉計画重点項目推進項目一覧」をご覧いただければと思います。第4次松戸市地域福祉計画全体で4つの基本目標という大きな柱があり、柱の中で様々な取組課題、関連事業があります。その中で重点項目と推進項目として選ばれているということです。資料に書かれている項目が現在の第4次松戸市地域福祉計画の推進にあたって重点とされているものです。

これが、推進できているというところについてご意見いただくことも大歓迎ですし、もちろん重点項目推進項目以外の項目も議論して問題ないと思います。参考に、こちらをご用意いただきました。

それからもう1枚別な資料をお配りしておりますが、私が提示させていただきました、この委員会に向けての論点整理をご用意いたしました。上部に、地域福祉の推進の理念、包括的な支援体制づくりに向けての市町村の努力義務、地域福祉計画の充実、こちらは概ね現計画から抜粋した、国が使っている文言などを書き出したような内容です。このようなことをこの会議体が期待されているということで、ご覧いただければと思います。

個別計画に通底する理念を話し合うのにあたり、例えばこのような内容がありうるのでは ないかということで、例を挙げておりますので、ご覧いただければと思います。

災害対策、ボランティア、当事者支援やケアラー支援、孤独・孤立、多様性社会、プッシュ型支援、DXの推進、人口減少社会への対応、あくまでも例案として挙げています。

会議体も年に2回ですので、たくさんのことを分厚く議論することは現実的には難しいので、例えば1例ですが、この会議体で議論した内容が、各計画にも必ず災害やボランティアは出てくると思います。各個別計画を策定していくときに、この会議体での議論をぜひ生かしていくことができれば、会議体としての価値、意義があると考えます。

一昨年のこの会議体のときに委員の方から、ボランティアの方が関わっていることについて、複数のボランティアが関わっていたり、制度の支援者が変わっていたりし、お互いがどんなことをやっているのかが不明のため、2重3重に同じような支援をしていることがある。それはもしかしたら非効率的かもしれませんし、せっかく同じ方を支援しようっていうことがあっても、お互いが横の連絡ができていないようなことが見受けられる、という趣旨のご発言いただいたことを記憶しております。

前半の質問の部分でもありましたが、守秘義務ある場合もあれば、そうでない場合もあり、

どこまでのことを伝えられるのかという課題もあるかもしれませんし、担当課も違うということもあるかと思います。そのようなことも、ボランティア間の協力体制・評価・役割分担、個人情報取り扱いなどの整理がなされれば、もっともっと制度化、制度ボランティアの方が活躍すし、ボランティアの方と一緒に仕事ができる、そのようななこともできると想像して挙げました。

もし、何かご意見ございましたらお聞かせいただけます。

委員

その通りです。よろしくお願いします。

委員長

実際に地域で活動されていて、経験していらっしゃることや、大事なことあるかと思いますので、理念に関わることでしたらぜひお聞かせいただければと思いますが、いかがでしょうか。

委員

先ほど議事(5)で重層的支援体制整備事業について地域福祉計画に包含されるという説明があり、その後、議事(6)で個別計画について説明があり、重層的支援体制整備事業というのはおそらく、全体的な福祉計画の横串を刺すような役割があるのかなと思っており、例えば議事(6)で、説明があった様々な個別計画等を、この重層的支援体制整備事業とを上手に連動させていきながら取組を行っていただければと思います。

例えば、食育の事業では、重層的支援体制整備事業の地域づくりで生かされるなど、連動できることは多々あるということを思い、そんな意見感想を含めてお話しさせていただきました。

委員長

大事なご指摘をいただいたと思います。

確かに横串を刺すという意味では、ほぼ同じ趣旨だっていうことです。

資料4の3ページ目で、大きな塊で言うと相談支援、参加支援、地域づくり支援があり、 それが各計画の中に入り連動するようにとなっています。この会議体の役目にも非常に近い ことだと思います。

ありがとうございます。

今後のこの会議の進め方としまして年に2回行われるとしたら、例えばその時の報告事項や議論しなければいけない事項ありますが、残った時間で全体の第4次松戸市地域福祉計画

の重点項目・推進項目の推進状況を深掘りする議論、そして、全体に通底するような理念を について議論したいと思います。テーマを各回1つ2つ取り上げてそれをについて話し合う 時間を設けるという形をとってはいかがかと思っての提案です。

突然ご意見ということは難しいと思いますので、次回のテーマを決めて終われば、次回までには時間があるかと思います。その間に、例えば「災害について」をテーマに話をする場合は次回までに「災害について」考えていただくということが、それぞれの委員の皆様方にできるのではないかという趣旨です。今回挙げた8つのテーマ案に限定するっていう趣旨はないのですが、次回に何を話し合うのが良いかということだけでも決めて本日終えられたらと思います。

ぜひご意見お聞かせいただければと思います。

委員

先ほどテーマとして何度か委員長からもお話出ているものであり、やはり様々な立場の方から意見を集めて、この会議体で話し合うのであれば、能登の災害もありましたし、最近千葉でも非常に地震が多いので、災害対策についてそれぞれの立場で抱えている問題や、ここで一緒に共有すべき課題みたいなものを持ち寄るのが一番良いのではないかと考えます。

委員長

ありがとうございます。市民の皆さんの関心も非常に高いかなと思い、一番最初に挙げた 経緯があります。松戸市の防災対策としても、多くの課がそれぞれの部署で関わるような大 きな話ですので、この会議体で話し合う意義がありそうだと思います。この会議体で答えを 出す必要はないと思います。どのようなことが心配かとか、どのようなことに困っているか、 このような対策を急いで欲しいっていうことで充分では、と感じています。ほかにご意見あ ればぜひお聞かせください。

例で申し上げますと、先ほど食育の計画のご説明の中で朝ご飯を食べない人が増えてしまっているという話もあり、すごく心配だと感じましたけれども、お子さんの状況などいかがでしょうか。

委員

子どもの食育、食べられる・食べられない、ということは子どもを持つ保護者は非常に関心があることだと思います。

さきほどの災害のことは私も非常に心配しています。子どもを持つ保護者としても、災害 をテーマにするのがいいのではないかなと思います。以上です。

委員長

もちろん今日、何か1つ決めて終わるという意味ではなく、また毎年2回は少なくともありますので大事だと皆さんが思うものは、必ずいつか取り上げたいと思います。

今の食育のご質問させていただいた意味は例えば、高齢者がフレイルというのが心配だと 今盛んに言われるようになりましたが、その理由の1つが例えば骨粗鬆症かもしれません。 それに気づいてない人が多く、20代のときから適切な食生活をしてない結果かもしれない ですね。さらにその理由が、朝ご飯を食べないことも結構影響があるかもしれません。20 代の方がそうだとしたら、本当は小中学校のときから、どんな食生活で暮らし、どうして朝 ご飯を食べなくなったのかと、ずっと繋がっているかもしれません。その例としてご質問さ せていただいたところです。

この会議体では専門家として意見をする必要は全然ないと思いますので、何が大事か、こんなようなことが心配だ、このような理念を大事にして欲しいというようなことを議論する中で、各計画でもそのようなことを深掘りしていただき、内容は専門的な知見に基づいて、深めていただければいいと思います。

別の例を申し上げますと8050問題があり、実はその方は引きこもりが続いていること が主な問題です。

引きこもりになることは、もしかしたらもっと前に不登校ということがあるかもしれない、 さらにもしかしたらいじめという問題がきっかけだった、発達の特性をお持ちの方で、周り の方と上手におつき合いすることが難しかった、そのようなことがあり、本当はそれを乳幼 児のときに把握できたら良いのかもしれないなどずっと繋がっているかもしれません。

答えがあるわけではありませんが、各世代各分野で様々な問題があり、そのようなことが 繋がっているのであれば、一緒に対策を考えた方が良いのではないかという気がします。

では、今日はそのような基礎的な議論、話し合い方の議論をさせていただいたっていうことで、締めくくりにさせていただきたいと思います。次回開催するときには、行政における進捗状況調査の令和5年度分と、地域団体の取り組みの把握の調査については、その内容と対象などを話し合うことになりますが、それ以外の残りの時間で、今日ご意見が多く出ました。災害対策っていうのを取り上げていきたいと思います。不安や心配事、要望等を自由にお話しいただくという形で、次回はやっていきたいと思います。また今日の議論を、お持ち帰りいただきましてどのようなことを、この会議体で話し合いたいかということをまた次回にお聞かせいただければ、次回以降の進め方について、参考にさせていただきたいなと思います。大事なことが話し合われたと思います。

委員長

それでは、本日、予定されていました議題については終了いたしましたので、事務局に

お返しします。

◇閉会

事務局

閉会にあたり、福祉長寿部長よりご挨拶申し上げます。

【福祉長寿部長挨拶】

事務局

以上をもちまして、令和5年度地域福祉推進委員会を終了いたします。